


所管部課	市民部 保険年金課		部長	村上 敏彰		
件名	東大和市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則について					
	区分	○	1. 審議事項	2. 報告事項		
関係事項	条例規則					
関係事項	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月7日閣議決定）」において、国民健康保険税の減免について財政支援の対象（国庫による補助率10/10）となる旨、国から通知があった。市においても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者を支援する必要があることから、当該通知内容に沿った新たな減免施策を実施するため、規則改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正内容                  制定時付則に、新型コロナウイルス感染症に関する保険税減免の特例（特例減免）の規定を追加し、減免対象となる保険税、申請における納期限の規定等を設ける。</p> <p>(2) 施行日                  公布の日（令和2年2月1日からの遡及適用）</p> <p>(3) 影響及び効果                  新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者の負担軽減を図ることができる。また、遡及適用により、減免範囲を拡充して実施することができる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年4月8日 厚生労働省・総務省通知「当該減免に対する財政支援について」</li> <li>・令和2年5月1日 厚生労働省通知「当該減免に対する財政支援の基準について」</li> <li>・令和2年6月1日 市報及び市ホームページに概要を掲載</li> </ul> <p>文書課審査済</p>						
3. 留意事項（問題点等）						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正の手続きを進めたい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。